

## 国立大学法人埼玉大学学長候補者の選考について(公示)

このたび、国立大学法人埼玉大学学長選考・監察会議は、次期学長候補者を選考するに当たり、下記により選考を行うこととしましたので、公示します。

### 記

#### 1 学長選考を行う理由

現学長の任期が令和 8 年 3 月 31 日をもって満了するため。

#### 2 選考方法

学長候補者の選考は、学長候補者として推薦された者であって、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、「国立大学法人埼玉大学学長選考基準」に照らして行うものとする。

#### 3 任期

令和 8 年 4 月 1 日から 6 年とする。再任不可。

#### 4 推薦有資格者等

##### (1) 推薦有資格者

ア. 本学に在職する次に掲げる者とする。ただし、当該推薦期間の全日にわたって休職、海外渡航又は出勤停止の者は除く。

- ① 学長
- ② 理事
- ③ 専任の教授、准教授、講師及び助教
- ④ 附属学校の副校長(附属幼稚園にあつては、副園長。)
- ⑤ 事務職員及び技術職員(係長相当職以上の職にある者に限る。)

イ. 学長選考・監察会議の学外委員

##### (2) 推薦書類

国立大学法人埼玉大学学長選考・監察規則実施細則第 4 条第 3 項に掲げる書類

- ① 国立大学法人埼玉大学学長一次候補者推薦書
- ② 推薦理由書
- ③ 学長一次候補者の略歴及び業績調書
- ④ 学長一次候補者の同意書
- ⑤ 学長一次候補者の大学運営に関する所信

##### (3) 一次候補者の推薦

- ① 推薦有資格者は、一次候補者 1 人に限り推薦することができる。
- ② (1) 推薦有資格者のア. ③、④、⑤に掲げる者が推薦しようとする場合は、20 人以上 30 人以内の連名による推薦とする。
- ③ 自薦は認めない。

#### 5 推薦期間等

##### (1) 推薦期間

令和 7 年 5 月 16 日(金)から令和 7 年 6 月 20 日(金)まで

##### (2) 推薦書類の提出先及び時間

提出先 事務局棟 3 階 総務課総務係  
時間 9 時から 17 時まで

#### 6 意向聴取

- ・ 国立大学法人埼玉大学学長選考・監察規則第 5 条第 3 項に定める意向聴取は、一次候補者が複数人の場合にのみ実施する。なお、意向聴取は、電子的方式による投票(電子投票)により行うこととし、その方法は、「令和 7 年度国立大学法人埼玉大学学長選考における電子投票による意向聴取実施要領」によるものとする。
- ・ 意向聴取を実施する場合の意向聴取の期間等の詳細及び公聴会の実施有無については、意向聴取実施委員会が別途公示する。

#### 7 学長候補者の決定

令和 7 年 9 月 11 日(木)開催の学長選考・監察会議において決定する。

#### 8 学長候補者選考結果の公表

学長候補者の選考を行ったときは、その理由及び過程を本学ホームページに掲載する他、事務局棟 1 階に掲示する。

#### ≪関係規則等≫

- 国立大学法人埼玉大学学長選考・監察会議規則
- 国立大学法人埼玉大学学長選考・監察規則
- 国立大学法人埼玉大学学長選考基準
- 国立大学法人埼玉大学学長選考・監察規則実施細則
- 令和 7 年度国立大学法人埼玉大学学長選考における電子投票による意向聴取実施要領

令和 7 年 5 月 16 日

国立大学法人埼玉大学学長選考・監察会議

